長野県スケート連盟 慶弔規程

第1条 長野県スケート連盟(以下「連盟」という。)は、次の各号に該当するときは、弔慰金を贈る

1. 本人が死亡したときは、次の区分による。

(1) 役員(名誉会長、正副会長,正副理事長,常任理事,理事,監 香典(10,000円),弔電

事,以下同じ)顧問、参与、相談役 (名誉会長、正副会長には生花)

(2) 評 議 員 香典(5,000円), 弔電

(3) 会員(事務局員含む) 香典(3,000円),弔電

2. 役員の家族が死亡したときは、次の区分による。

(1) 役員、顧問、参与、相談役の配偶者 香典(5,000円),弔電

(2) 役員、顧問、参与、相談役の父母 香典(3,000円),弔電

(3) 評議員の配偶者、父母 香典(3,000円), 弔電

3. 歴代の連盟役員が死亡したとき。 香典(10,000円), 弔電

第2条 連盟に遺志金を受けた場合は、次の区分による。

(1) 50,000円未満の場合 弔電、香典(遺志金の1割)

(2) 100,000円未満の場合 弔電、生花、香典(遺志金の1割)

(3) 100,000円以上の場合 弔辞、生花、香典(遺志金の1割)、感謝状

第3条 第1条による該当者が生じた場合は、各加盟団体は直ちに事務局に報告するものとする。

第4条 この規定に定めるほか、弔慰に関する必要な事項は、会長の裁決により執行する。

附則

- この規程は、昭和58年4月16日より施行する。
- この規程は、平成11年4月1日より施行する。
- この規定は、令和4年6月6日より施行する。